

消 第 2 6 5 3 号
令和 8 年 2 月 2 5 日

石川県エルピーガス協会
会長 山本 久雄 様

石川県危機管理部消防保安課長

液化石油ガス販売事業報告・保安業務実施状況報告の提出について

日頃より本県の液化石油ガス保安行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、液化石油ガス販売事業報告・保安業務実施状況報告は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「法」という。）施行規則第132条の規定により、事業者から毎事業年度経過後3か月以内の県への報告が義務付けられております。

つきましては貴協会の会員事業者に対し、この旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

(事務担当)
石川県危機管理部消防保安課
メール：shobohoan@pref.ishikawa.lg.jp
TEL：076-225-1481